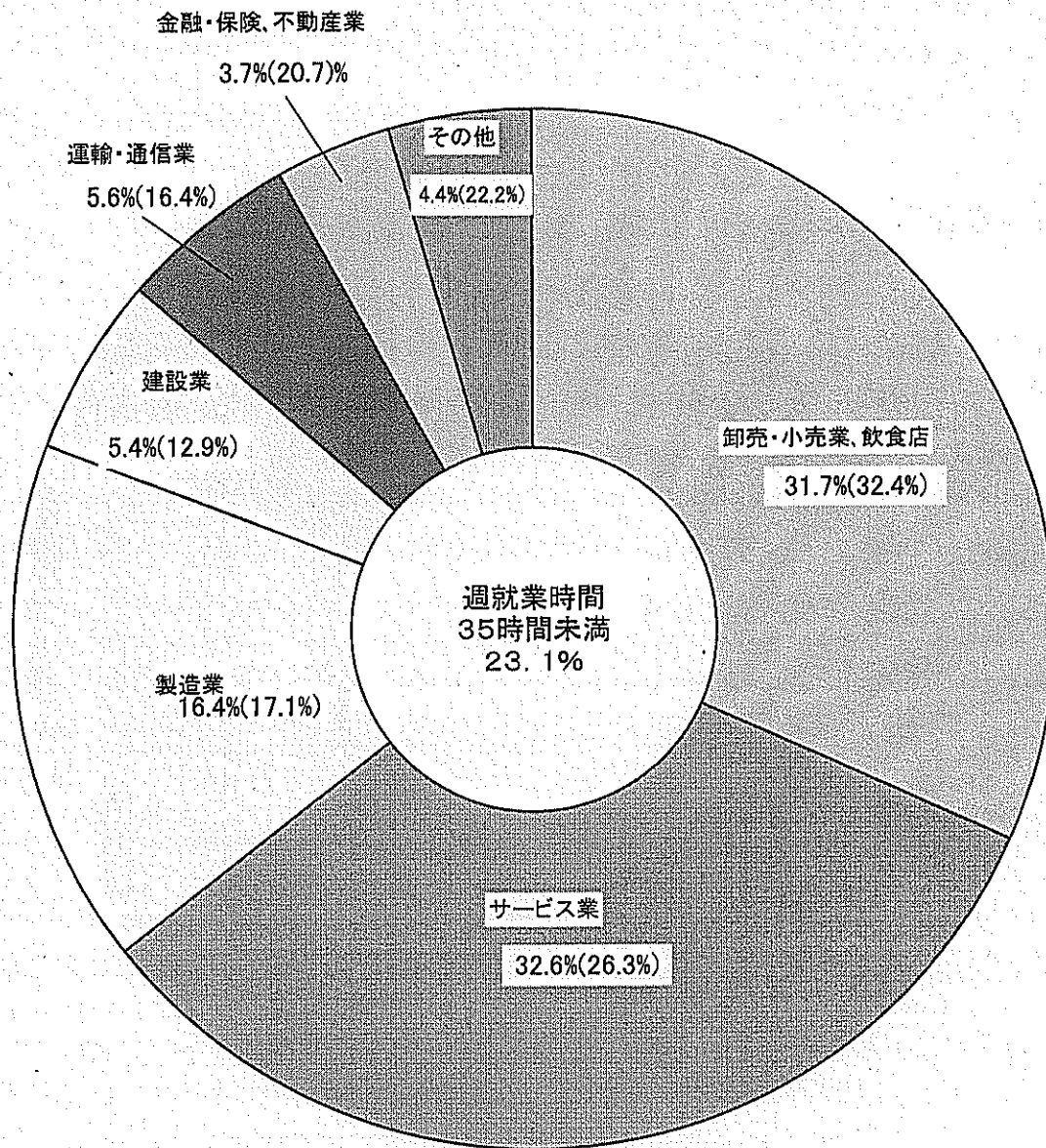


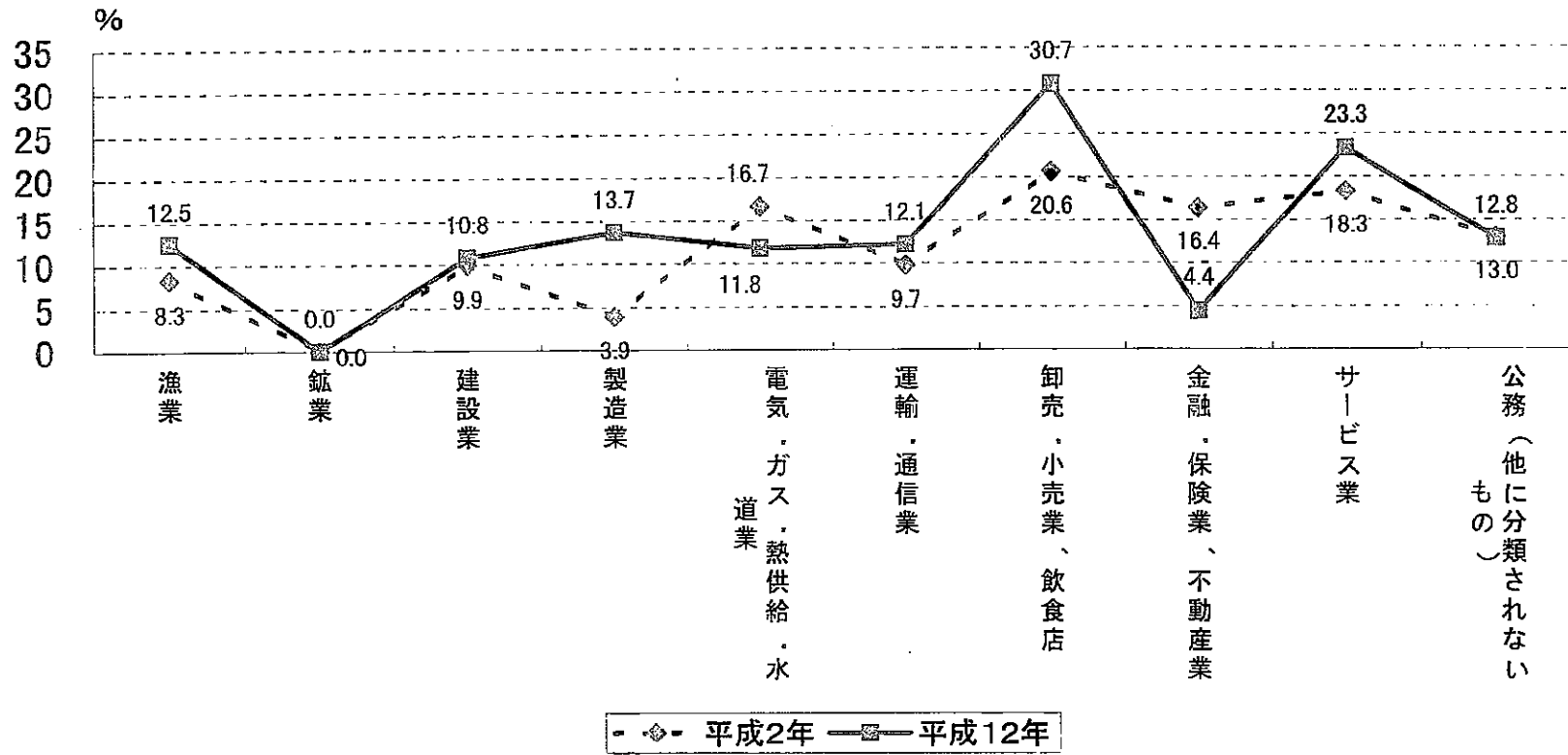
週就業35時間未満の者の分布(業種別)



資料出所: 総務省統計局「労働力調査(平成13年)」

- (注1) 上記の割合は、「週就業時間が35時間未満である非農業雇用者(休業者を除く)」に占める割合である。
- (注2) ()内の数字は、業種別の雇用者(休業者を除く)に占める短時間労働者の割合
- (注3) 「卸売・小売業、飲食店」の内訳は、卸売業4.3%(14.4%)、小売業19.1%(36.8%)、飲食店8.4%(51.0%)
- (注4) グラフ中央の率は、非農業雇用者(休業者を除く)のうち、週就業時間が35時間未満である者の割合である

産業別 パートタイム労働者比率



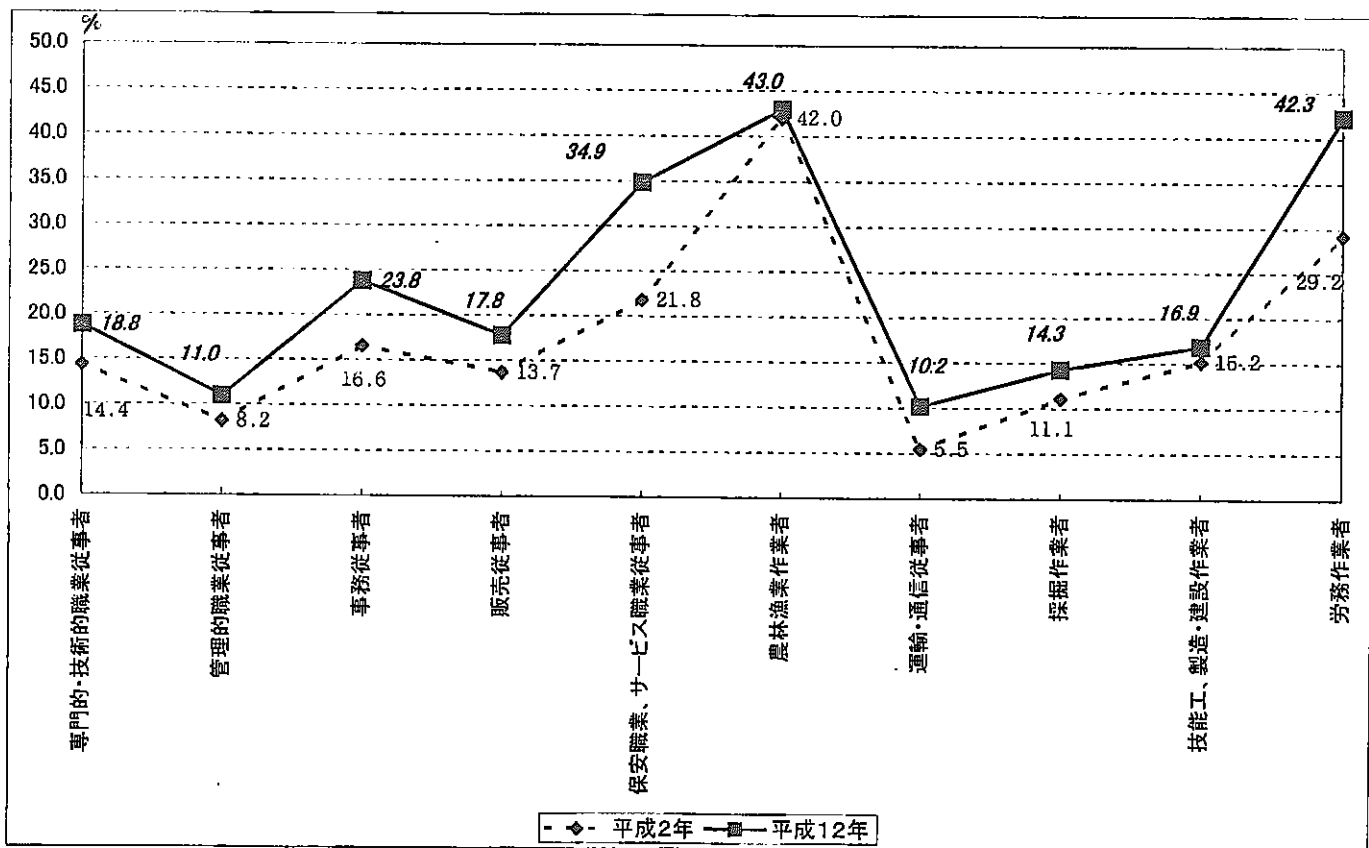
(注)・パートタイム労働者とは、35時間未満(週当たり)労働者である。
 ・パートタイム労働者比率は各産業毎に、従業者全体に対するパートタイム労働者の割合である。
 資料出所:総務省「労働力調査」(平成2年、12年)

職業別短時間従業者比率(男女計)

(単位:%)

	1985年	1990年	1995年	2000年
職業計	15.5	17.3	20.7	22.7
専門的・技術的職業従事者	15.0	14.4	17.1	18.8
管理的職業従事者	8.0	8.2	11.1	11.0
事務従事者	13.2	16.6	20.6	23.8
販売従事者	11.6	13.7	16.6	17.8
保安職業、サービス職業従事者	19.1	21.8	29.2	34.9
農林漁業作業者	36.7	42.0	43.8	43.0
運輸・通信従事者	5.7	5.5	6.7	10.2
採掘作業者	0.0	11.1	0.0	14.3
技能工、製造・建設作業者	13.7	15.2	17.2	16.9
労務作業者	27.4	29.2	37.7	42.3

(資料出所)総務省統計局「労働力調査特別調査」(各年2月)



性別一般労働者とパートタイム労働者の1時間あたり所定内給与額の推移

年	女 性			男 性		
	一般労働者	パートタイム労働者	格差 (一般=100)	一般労働者	パートタイム労働者	格差 (一般=100)
平成元年	934円	662円	70.9	1542円	855円	55.4
2年	989円	712円	72.0	1632円	944円	57.8
3年	1072円	770円	71.8	1756円	1023円	58.3
4年	1127円	809円	71.8	1812円	1053円	58.1
5年	1187円	832円	70.1	1904円	1046円	54.9
6年	1201円	848円	70.6	1915円	1037円	54.2
7年	1213円	854円	70.4	1919円	1061円	55.3
8年	1255円	870円	69.3	1976円	1071円	54.2
9年	1281円	871円	68.0	2006円	1037円	51.7
10年	1295円	886円	68.4	2002円	1040円	51.9
11年	1318円	887円	67.3	2016円	1025円	50.8
12年	1329円	889円	66.9	2005円	1026円	51.2

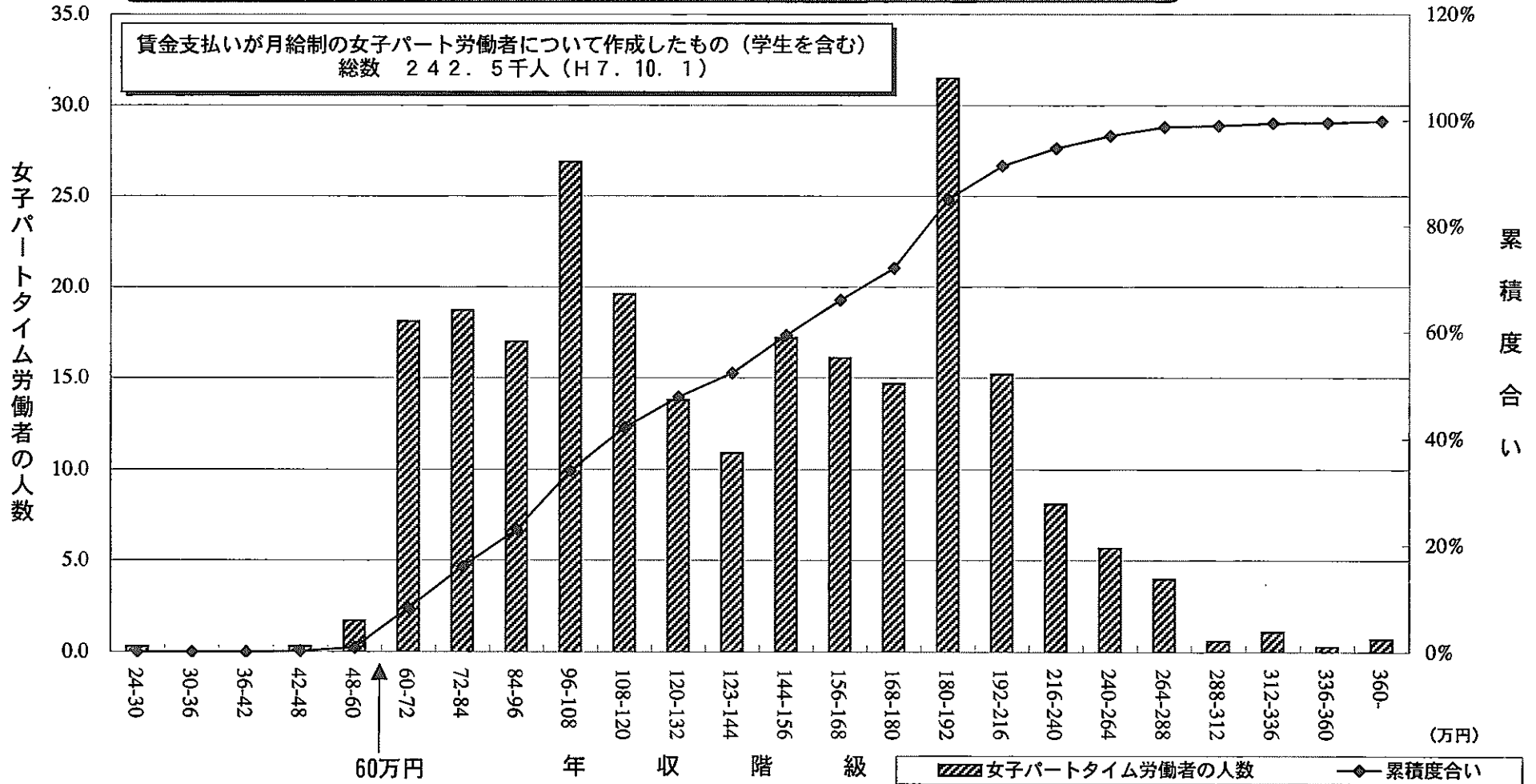
資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 一般労働者とパートタイム労働者では、勤続年数、職種等に違いがあるので、単純には比較できない。

(注) 一般労働者の1時間あたり所定内給与額は、それぞれ該当する一般労働者の所定内給与額と所定内実労働時間数から次式により試算した。
 「一般労働者の1時間あたり所定内給与額＝所定内給与額÷所定内実労働時間数」
 パートタイム労働者の1時間あたり所定内給与額については、統計表上の数字を用いた。

女子パートタイム労働者の年収について（平成7年）

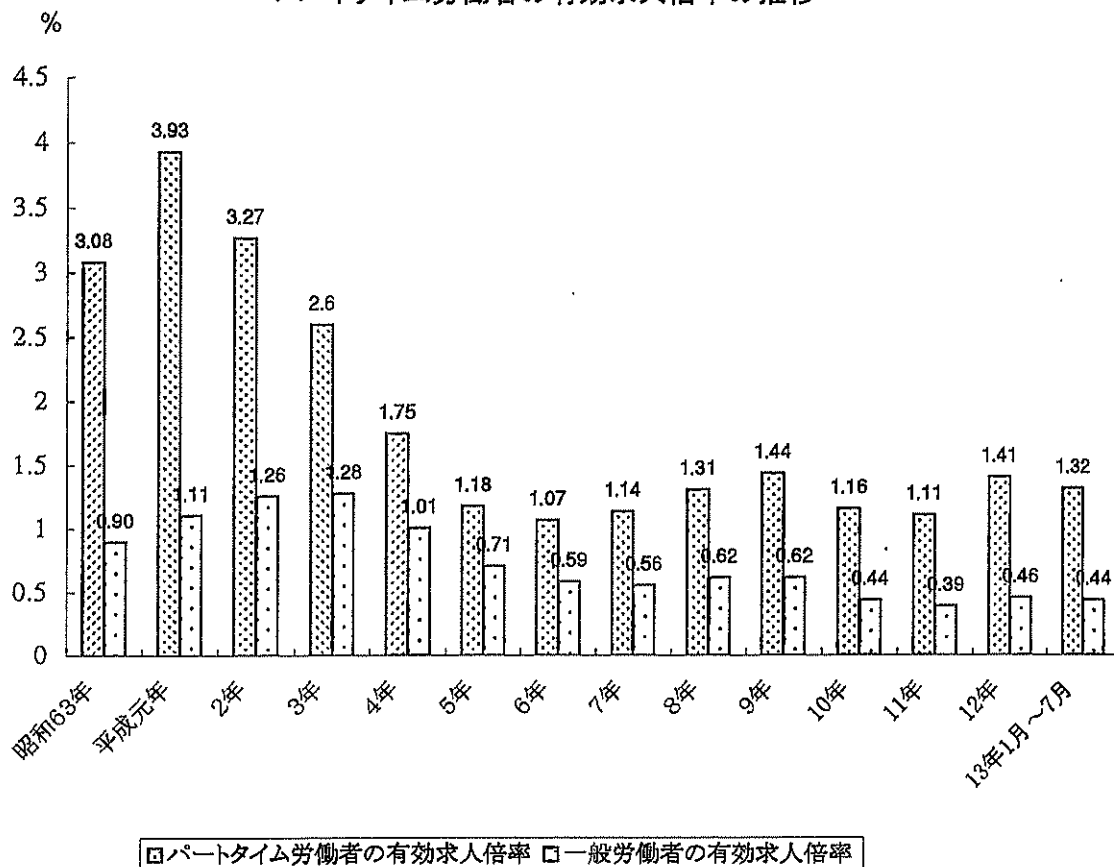
月給払いの女子パートタイム労働者のうち（116千人）48%が年収132万円未満である。
 （被扶養配偶者の認定額=130万円未満）



（出典）労働大臣官房政策調査部「平成7年 パートタイム労働者総合実態調査報告」

注）パート労働者 = 正社員以外の労働者で、名称に関わらず1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者。

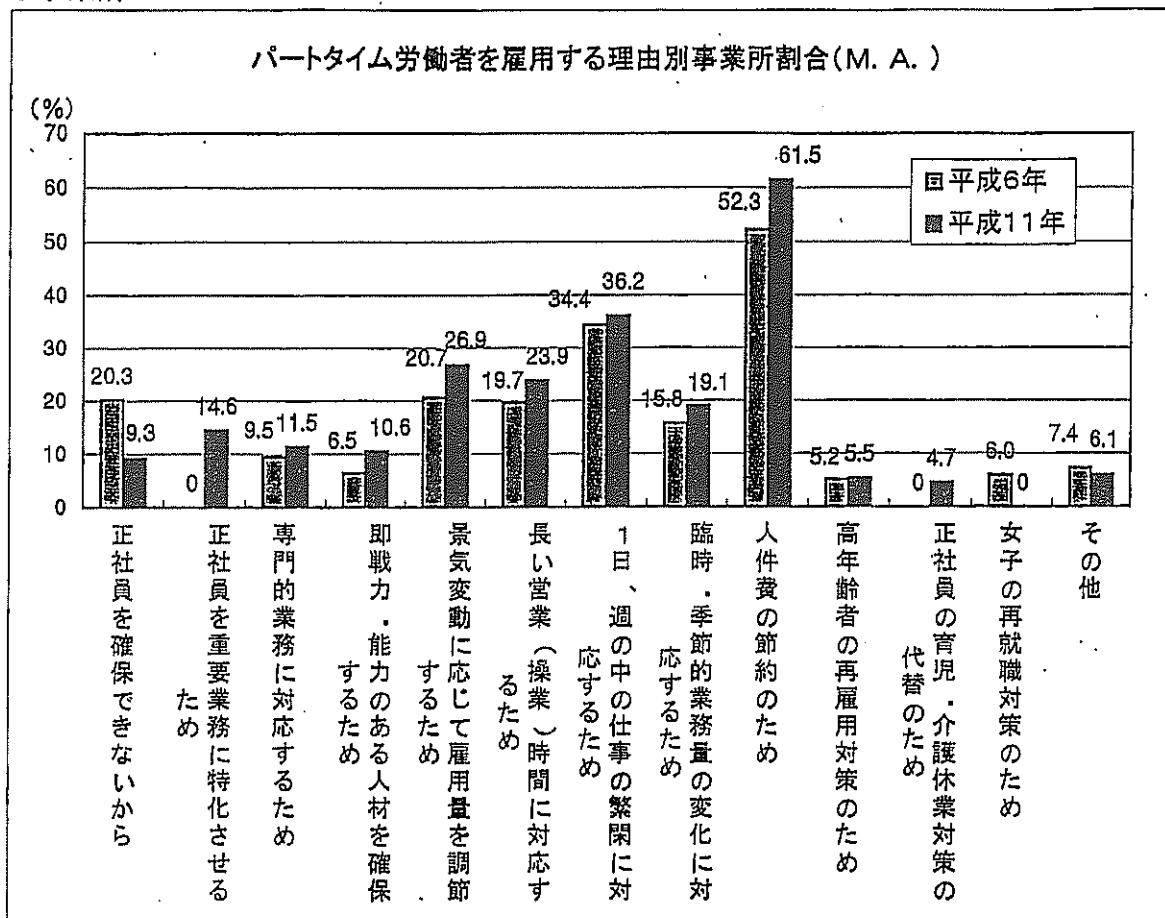
パートタイム労働者の有効求人倍率の推移



資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」

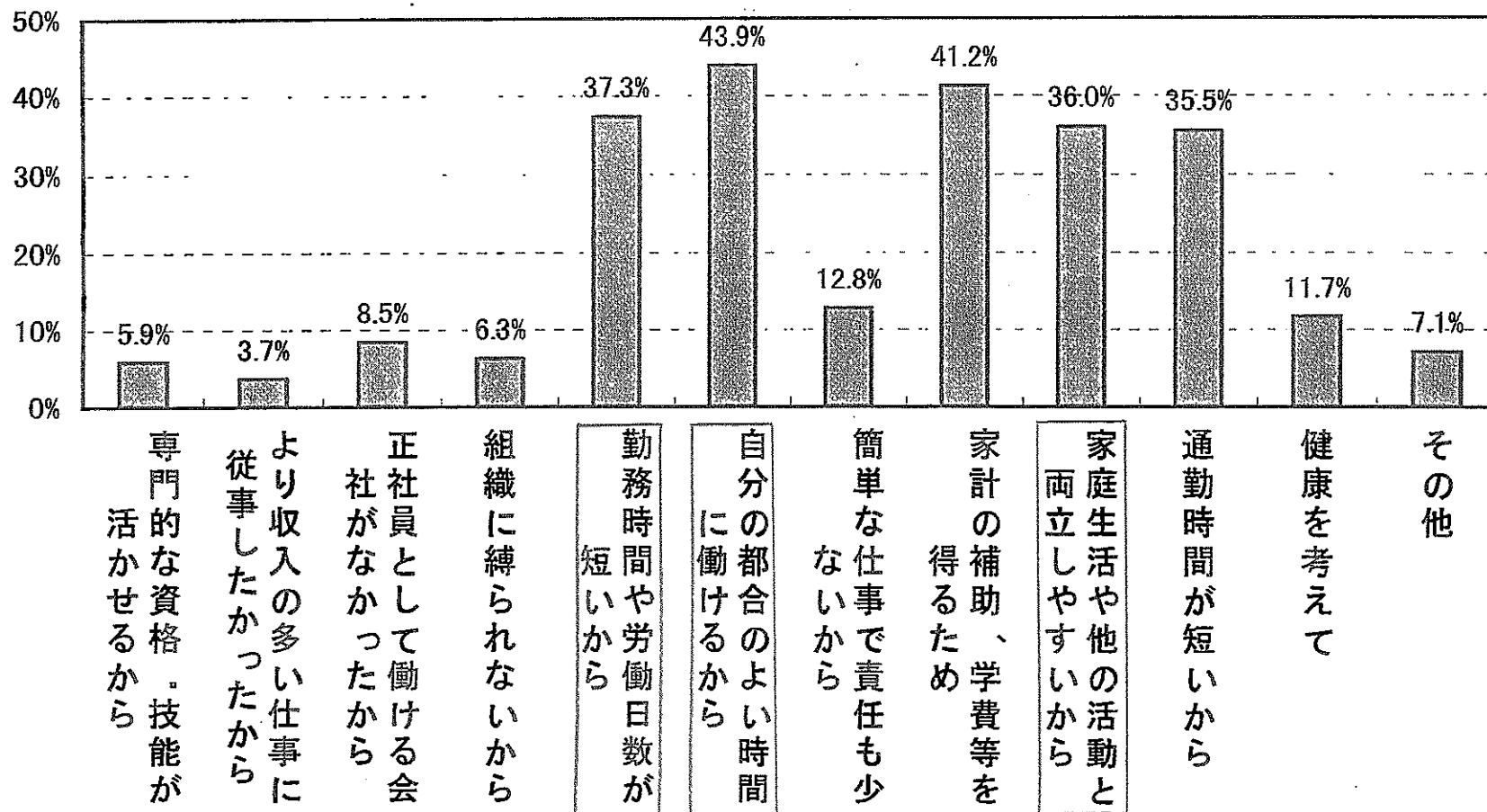
(注1)有効求人倍率における「パートタイム労働者」とは、1日、1週間又は1ヶ月の所定労働時間が当該事業場において、同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比し相当程度短い者をいう。

○事業所



資料出所:厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査報告」(平成11年)

パートタイムで働く理由別労働者割合(M.A.)



資料出所：厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査報告」(平成11年)

パートタイム労働者の平均勤続期間及び平均就労年数

- パートタイム労働者の平均的な勤続年数は、約5年であり、5年を超える者は男女計で36.3%（女子で37.6%）である。
- パートタイム労働者の通算就労期間は、約7年である。

	同一企業における勤続年数			通算就労期間 ¹		
	男女計	男子	女子	男女計	男子	女子
	%	%	%	%	%	%
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1年未満	17.9	21.3	17.2	9.7	15.1	8.5
1～3年	26.0	29.7	25.2	17.9	23.0	16.8
3～5年	19.9	18.9	20.1	17.7	22.7	16.7
5～10年	22.6	19.3	23.2	27.9	21.7	29.1
10～19年	12.1	8.4	12.9	21.4	10.8	23.6
20年以上	1.6	2.5	1.5	5.0	5.2	4.9
不明・無記入	-	-	-	0.4	1.4	0.2
平均年数	4.9年	4.5年	5.0年	7.2年	6.0年	7.4年

学生は含まれていない。

¹ パートタイム労働者としての就労期間である。

※ パートタイム労働者：正規労働者以外の労働者で1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者
 （出典）労働大臣官房政策調査部「平成7年 パートタイム労働者総合実態調査報告」